

賀春 憲法第九条に対する世界と日本の見方の違い

◆ 世界で「憲法第九条」の評価は急上昇！「憲法第九条と日本人にノーベル賞を」

◆ 日本政府は、第九条を邪魔者扱い！「着々進む憲法改悪の足音」

◎ 昨年十一月、オハイオ大学名誉教授C・オーバビー氏は、ニューヨークで開催された平和歴史学会で「日本人は、半世紀以上にわたり『第九条』を守り、軍事力による破壊と殺戮に参加しなかった。日本国憲法こそ世界人類の鑑（カガミ）である。憲法第九条と平和を守りぬいた日本人にノーベル賞を贈りたい」と提案した（福井新聞）。

日本人として、これ以上の名誉なことはありません。世界の識者の間で、憲法第九条の評価がずば抜けて高いのは、ここに世界平和の道があるからです。

◎ その具体例を二つあげましょう。

① 一九九九年五月。オランダのハーグで、七〇〇を超えるNGOが参加した大規模な世界会議で、「各国議会は、日本国憲法第九条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議をすべきである」との決議を行い、国連に提出しました。

② 二〇〇一年五月。国連本部で開催された「ミレニアム・フォーラム」の『平和・安全保障・軍縮』部会の最終報告で「すべての国が、憲法において日本国憲法第九条に表現されている戦争放棄原則を採択することを提案する」との結論に達し、国連に提出しました。

★ 世界平和は、全世界が、日本国憲法第九条を自国の憲法に採用したときに訪れるのです。

◎ 世界中で、こんなに憲法第九条が、平和を確立する星として評価されているとき、我が国の小泉内閣は、憲法第九条を改正して、軍備を増強し、「戦争する国」になろうとしています。自民党運動方針（案）では「憲法改正」の合意を進め、有事法制を整備するとしています。何という違いでしょうか！

◎ 軍備が世界各国にある間は、必ず戦争が起こります。軍備が全世界から全廃されたとき、真の平和が実現するでしょう。まさに、日本国憲法第九条は、二一世紀の行く先を照らす『明けの明星』です。日本から、憲法第九条の光が消えるとき、戦争の歯止めはなくなり、日本も世界もやがて滅亡するでしょう。

◎ 今年は、「憲法第九条と日本人」が、ノーベル賞を受賞できるように、小泉政府を監視し、憲法改悪にストップをかけ、憲法第九条をさらに全世界に広め、世界平和を目指して最善の努力をいたしましょう。

二〇〇二年一月一三日（日）第四一九回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一、十五